

マーケットメイク制度の見直し（2023年6月～）

- 2023年6月より、アクティブ運用型ETFをマーケットメイク制度の対象として追加
- マーケットメイク制度v2.0においても、期間と銘柄数等を限定し（※1）条件を設定

アクティブ運用型ETFのオブリゲーション（気配提示義務）・インセンティブ

オブリゲーション（気配提示義務）

(1) 気配提示時間	立会内の80%以上
(2) スプレッド	50bps or 3ticks
(3) 気配提示数量	国内の株・REIT・債券が中心のETF : 1,000万円 海外資産・コモディティが中心のETF : 500万円
(4) 気配提示銘柄数	レバインバ以外の5銘柄 ※レバインバ以外の5銘柄で気配提示義務を 満たす必要がある



インセンティブ

(1) 売買代金比例	0.1bps～0.9bps *対象銘柄の流動性ティアによる
(2) アクセス料の一部免除	0.1円/注文1件 *1銘柄につき10万件/日が上限
(3) 無料の仮想サーバ提供	20銘柄以上で義務履行の場合、所定の仮想サーバ利用料金相当額を支給
(4) その他	サインアップすることで 空売り規制の適用除外を受けられる

マーケットメイク制度v2.0

オブリゲーション (気配提示義務)	気配提示数量：1,000万円 スプレッド：(銘柄ごと設定)
----------------------	----------------------------------



インセンティブ	1銘柄当たり20万円×2社 (※2)
---------	-----------------------

※1 銘柄数は10銘柄限定とし、運用会社1社あたり最大3銘柄まで設定可能。期間については、原則として、アクティブ運用型ETFの第1号商品が上場された月から1年間とする。

※2 インセンティブは、東証と運用会社とで折半

マーケットメイク制度v2.0 (2023年6月～)

● 既存の設定条件については変更なし

対象	オブリゲーション (提示金額/スプレッド)	インセンティブ (運用会社分と東証分の合計)		最大銘柄数 ※為替ヘッジ有/無で1銘柄ずつ
東証REIT指数	5,000万円 / 1 tick or 3 0 bps	上位2社	月額 1 0 万円/社	3 銘柄
S&P500	1 億円 / 2 ticks or 2 0 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	5 銘柄
NASDAQ100	1 億円 / 2 ticks or 3 0 bps	上位2社	月額 4 0 万円/社	3 銘柄
ダウ・ジョーンズ工業株	1 億円 / 2 ticks or 3 0 bps	上位2社	月額 4 0 万円/社	2 銘柄
DAX	1 億円 / 2 ticks or 3 0 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	2 銘柄 ※
ユーロ・ストックス50	1 億円 / 2 ticks or 3 0 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	2 銘柄 ※
MSCI Kokusai	1 億円 / 2 ticks or 2 0 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	3 銘柄
MSCI Emerging	1 億円 / 2 ticks or 4 0 bps	上位2社	月額 3 0 万円/社	2 銘柄
MSCI ACWI	1 億円 / 2 ticks or 4 0 bps	上位2社	月額 3 0 万円/社	2 銘柄
米国債5-10年	5 億円 / 2 ticks or 2 0 bps	上位2社	月額 5 0 万円/社	2 銘柄
米国債1-5年	1 億円 / 2 ticks or 1 5 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	2 銘柄
米国債10年超	1 億円 / 2 ticks or 2 5 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	2 銘柄
ドイツ国債5-10年	1 億円 / 2 ticks or 2 5 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	2 銘柄 ※
フランス国債5-10年	1 億円 / 2 ticks or 4 0 bps	上位2社	月額 2 0 万円/社	2 銘柄 ※
FTSE世界国債(WGBI)	1 億円 / 2 ticks or 4 0 bps	上位2社	月額 3 0 万円/社	2 銘柄

※ オブリゲーション (スプレッド) は、所定のtick数 or スプレッドのいずれか広い方 ※ 例として東証REIT指数は運用会社と東証とが10万円ずつ支出、他銘柄も同じ。

※ 米国債5-10年は気配提示時間のオブリゲーションを60%、その他銘柄は80%とする。

※ 3社以上のマーケットメイカーがオブリゲーションを満たした場合は、売買高で上位を選定。売買高も同じ場合は、気配提示時間の長いマーケットメイカーを選定。

マーケットメイク制度v2.0 (2023年6月～)

● アクティブ運用型ETF向けの条件を新たに設定

対象	オブリゲーション (提示金額/スプレッド)	インセンティブ (運用会社分と東証分の合計)		最大銘柄数
TOPIX-17 食品	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 エネルギー資源	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 建設・資材	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 素材・化学	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 医薬品	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 自動車・輸送機	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 鉄鋼・非鉄	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 機械	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 電機・精密	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 情報通信・サービスその他	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 電力・ガス	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 運輸・物流	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 商社・卸売	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 小売	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 銀行	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 金融 (除く銀行)	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
TOPIX-17 不動産	3,000万円 / 3 ticks or 2.5 bps	上位1社	月額1.5万円/社	1銘柄
アクティブ運用型ETF	1,000万円 / (スプレッドは銘柄ごと設定)	上位2社	月額2.0万円/社	1.0銘柄

アクティブ運用型ETFのマーケットメイク制度v2.0への申請方法

- 運用会社が、「スポンサー利用申請書」(AT-4) によって申請 (※1)
- 条件の設定可能期間は、最初の商品の上場月から1年以内 (※2) とする。また、2023年内に上場承認された商品に限り申請可能とする (※3)
- 銘柄ごとに設定するスプレッドは運用会社からの申請後に東証が都度定め、公表する

申請方法 (上場日から条件設定する場合)

- ① 各運用会社は、「上場承認日」または「上場日の2週間前」のいずれか遅い日までに、「スポンサー利用申請書」(AT-4) によって申請
※申請書においては、期間・スプレッドは空欄として提出する
※上場承認日以降の先着順で受け付ける (ただし、1社あたり最大3銘柄)

- ② 1週間の周知期間を経て、上場日から開始

申請方法 (上場日以降に条件設定する場合)

- ① 各運用会社は、設定を希望する月の第一営業日の3週間前までに、「スポンサー利用申請書」(AT-4) によって申請
※申請書においては、期間・スプレッドは空欄として提出する
※先着順で受け付ける (ただし、1社あたり最大3銘柄)

- ② 2週間の周知期間を経て、最も早い月初から開始

※1 運用会社は申請にあたり、スポンサー利用契約 (AT-3) を締結している必要がある。

※2 ただし、最低設定期間を3か月間とし、以降は申請によって設定を取りやめることができる

※3 例えば、最初の商品が10月に上場された場合、当該商品の設定期間は2023年10月から2024年9月までとし、それ以降に上場する商品の終了日も2024年9月とする。その後、2023年11月に上場された商品について、条件を設定できるのは2023年11月から2024年9月までとなる。